

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成31年1月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
三豊市	平成31年4月10日（水）	仁尾町体育センター	10：00～15：00
	平成31年4月11日（木）	栗島開発総合センター	13：10～13：40
	平成31年4月15日（月）	詫間庁舎	10：00～15：00
	平成31年4月16日（火）	詫間庁舎	10：00～15：00
	平成31年4月17日（水）	詫間庁舎	10：00～15：00
	平成31年4月18日（木）	三野町社会福祉センター	10：00～15：00
	平成31年4月22日（月）	財田庁舎	10：00～15：00
	平成31年5月7日（火）	山本町農村環境改善センター	10：00～15：00
	平成31年5月8日（水）	みとよ未来創造館	10：00～15：00
	平成31年5月9日（木）	みとよ未来創造館	10：00～15：00
	平成31年5月13日（月）	三豊市市民交流センター	10：00～15：00
	平成31年5月14日（火）	三豊市市民交流センター	10：00～15：00
	観音寺市	平成31年5月15日（水）	豊浜中央公民館
平成31年5月16日（木）		豊浜中央公民館	10：00～15：00
平成31年5月20日（月）		大野原中央集会場	10：00～15：00
平成31年5月21日（火）		大野原中央集会場	10：00～15：00
平成31年5月22日（水）		豊浜中央公民館	10：00～15：00
平成31年5月23日（木）		伊吹丸事務所	13：00～16：00
平成31年6月3日（月）		旧観音寺競輪場	10：00～15：00
平成31年6月4日（火）		一ノ谷総合コミュニティセンター	10：00～15：00
平成31年6月5日（水）		柞田公民館	10：00～15：00
平成31年6月6日（木）		柞田公民館	10：00～15：00
平成31年6月10日（月）		旧観音寺競輪場	10：00～15：00
平成31年6月11日（火）		旧観音寺競輪場	10：00～15：00
平成31年6月12日（水）		旧観音寺競輪場	10：00～15：00
平成31年6月13日（木）	旧観音寺競輪場	10：00～15：00	
善通寺市	平成31年6月17日（月）	善通寺市民体育館	10：00～15：00
	平成31年6月18日（火）	善通寺市民体育館	10：00～15：00
	平成31年6月19日（水）	善通寺市民体育館	10：00～15：00
	平成31年6月20日（木）	善通寺市民体育館	10：00～15：00
丸亀市	平成31年10月1日（火）	綾歌市民総合センター	10：00～15：00

	平成31年10月2日(水)	飯山市民総合センター	10:00~15:00
	平成31年10月3日(木)	飯山市民総合センター	10:00~15:00
	平成31年10月7日(月)	丸亀市役所	10:00~15:00
	平成31年10月8日(火)	丸亀市役所	10:00~15:00
	平成31年10月9日(水)	丸亀市役所	10:00~15:00
	平成31年10月10日(木)	丸亀市役所	10:00~15:00
	平成31年10月15日(火)	丸亀市役所	10:00~15:00
	平成31年10月16日(水)	丸亀市役所	10:00~15:00
	平成31年10月17日(木)	丸亀市役所	10:00~15:00
	平成31年11月12日(火)	本島市民センター	11:20~12:00
坂出市	平成31年10月21日(月)	坂出合同庁舎	10:00~15:00
	平成31年10月23日(水)	香川県農協松山支店	10:00~15:00
	平成31年10月24日(木)	香川県農協林田支店	10:00~15:00
	平成31年11月5日(火)	坂出合同庁舎	10:00~15:00
	平成31年11月6日(水)	坂出合同庁舎	10:00~15:00
	平成31年11月7日(木)	坂出合同庁舎	10:00~15:00
	平成31年11月8日(金)	坂出合同庁舎	10:00~15:00
	平成31年11月11日(月)	坂出市立岩黒中学校	10:30~10:45
	坂出市役所与島出張所	11:00~11:15	

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で開催することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡	平成31年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で開催することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。